

研修認定薬剤師の認定申請について（一部変更）

更新条件を満たすことができなかった場合や、更新認定申請を行ったものの不許可になった場合、研修認定薬剤師制度実施要領改正に伴うシステムの改修により、**2025年1月15日からは、認定期限の翌日より新規認定申請が可能となります。**

（2025年1月14日までは、認定期限の3ヶ月後の翌日からしか新規認定申請ができません）

これに伴い、2025年1月15日以降は、認定期限翌日から3カ月間（更新申請可能期間）、PECSの認定申請画面が、次のページの図のように変更になります。

認定の名称	認定期限	
研修認定薬剤師	(認定期限が表示されています)	更新 新規
漢方薬・生薬認定薬剤師	-	
小児薬物療法認定薬剤師	-	

更新条件を満たしている方は「更新」ボタンから。

以下いずれかにより新規認定申請をされる方は「新規」ボタンから。

- ・更新条件を満たせなかった方。
- ・更新認定申請したものの更新が認められなかった方。

認定を継続させるためにも認定の更新を行うことが原則ですので、更新条件を満たしており、更新認定申請を行う場合は「更新」ボタンを押下して申請を行ってください。一方、更新条件を満たしておらず（または更新認定申請が不許可となり）、再度新規認定申請を行う場合は、「新規」ボタンを押下し、申請を行ってください。

なお、更新認定申請であっても新規認定申請であっても、一旦認定申請された後の申請の変更はできません。また、審査料の返金等にも対応致しませんので、申請の際には十分にご注意ください。

更新ボタンと新規ボタンが表示される期間の関係性は、以下の図の通りです。

認定期限の時期と更新ボタン・新規ボタンが表示される期間の関係

2025年 1 月 15 日

認定期限が2025年 1 月 15 日より前の場合

認定期限
2 ヶ月前

認定期限

更新申請可能期間終了

更新申請可能期間（認定期限 2 ヶ月前から認定期限 3 ヶ月後まで）

以降は新規ボタンのみ表示

2025年 1 月 14 日までは
更新ボタンのみ表示

2025年 1 月 15 日以降は
更新ボタンと新規ボタン表示

認定期限が2025年 1 月 15 日以降の場合

認定期限
2 ヶ月前

認定期限

更新申請可能期間終了

更新申請可能期間（認定期限 2 ヶ月前から認定期限 3 ヶ月後まで）

以降は新規ボタン
のみ表示

認定期限までは更新
ボタンのみ表示

認定期限翌日から更新
ボタンと新規ボタン表示